

「海上保安業務システム（eラーニング機能）保守作業」に関する公募

令和 8 年 4 月 2 3 日
海上保安庁総務部
情報通信課長 長澤 宏樹

次のとおり、参加者を公募する。

1 公募の概要

本案件は、当庁で使用している秘匿を要する情報を扱うコンピュータシステムを構成している機能の一つである eラーニング機能の保守作業ができる者（参加者）を公募するものである。

参加を希望する者は、所定の様式により申込みを行い「海上保安庁秘匿情報システム技術審査実施要領」（以下「技術審査」という。）に基づく技術審査を受けること。

2 案件の概要

本案件は、既存の秘匿情報システムを構成している機能の一つである eラーニング機能の保守作業をするものである。

3 案件の概要

（1）調達内容

海上保安業務システム(eラーニング機能)保守作業

（2）見積もり合わせ予定日

令和 8 年 6 月 1 2 日

（3）作業期限

令和 9 年 3 月 3 1 日

4 参加要件

（1）基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 海上保安庁総務部長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ③ 令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の A、B、C 又は D 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

- ④ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者ではないこと。
 - ⑤ 日本国内で事業を営む者（外資系の日本に籍を置く事業者を除く）に限る。
 - ⑥ 社内規定等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。
 - ⑦ 情報保全に係る履行体制の確保が図れること。
- (2) 技術的要件
技術審査基準に基づく審査の結果、既存の秘匿情報システムとの整合性を有する提案を提供できること。
- (3) 守秘義務に関する要件
社内内規等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。
- (4) 受注実績
受注者は、過去 10 年以内に以下の全ての業務実績を有していること。なお、以下の実績は、システム受注者から請負、代理委任又は下請けされたものである場合には、実績に含まないものとする。
- ① 官公庁における 7,000 台以上の端末を有する情報システムの e ラーニング機能を構築もしくは運用保守を行った実績を有すること。
 - ② 官公庁における全国規模のシステム構築もしくは運用保守を実施した実績を有すること。
 - ③ 国益に関連し、機密情報を取り扱うシステムを構築もしくは運用保守を実施した実績を有すること。
 - ④ 自社でセキュリティポリシーを設定し、社員にセキュリティアセスメントを年 1 回以上行っていること。
 - ⑤ 国益に関連し、機密情報を取り扱う他機関との連携システムを構築した実績があること。
 - ⑥ 24 時間 365 日稼働システムにおいて、24 時間の受付体制を整え運用・保守を実施した実績があること。

5 応募要領

- (1) 本件調達に参加を希望する者は、以下の提出書類のうち、①から④を事務担当課に提出すること。
- ① 事務担当課において配布する申請書（技術審査に必要な資料を含む）（別紙 1 参照）
 - ② 令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格決定通知書（写）
 - ③ 「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」に係る資料
 - ア 誓約書（別紙 2 参照）

- イ 情報保全に係る履行体制に関する資料(別紙3参照)
- ④ 守秘義務を履行できる体制が確認できる社内内規
 - ⑤ 上記4 参加要件(4) 受注実績が確認できる書類の写し

(事務担当課)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部情報通信課システム整備・管理室 (廣瀬 麻子)

電話 03-3591-6361 (内線3157)

(2) 技術審査基準の配布・受付期間、提出期限及び提出場所

① 配布・受付期間

令和8年4月23日 から 令和8年5月13日 まで

② 提出期限及び提出場所

令和8年5月13日 17時00分

提出場所は、(1)に同じ。

提出は、持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本件仕様書は、この公募により応募した者が技術審査に合格し、秘密の保全に関する規約、別紙2及び別紙3を提出した後に配布する。

秘密の保全に関する規約には以下に掲げる全ての記載があること。

- ・ 配布先における秘密とする事項の指定状況
- ・ 秘密保全管理責任者の選任状況
- ・ 図書の保管方法
- ・ 図書を複製する際の措置
- ・ 図書及び複製の返納又は廃棄処分
- ・ 事故発生時の報告要領

(3) 技術審査に関する問い合わせ先

上記5(1)の事務担当課に同じ。

公 募 説 明 書

(海上保安業務システム(eラーニング機能)保守作業)

1 公募の概要

本案件は、当庁で使用している秘匿を要する情報を扱うコンピュータシステムを構成している機能の一つである eラーニング機能の保守作業ができる者（参加者）を公募するもの。

参加を希望する者は、所定の様式により申込みを行い「海上保安庁秘匿情報システム技術審査実施要領」（以下「技術審査」という。）に基づく技術審査を受け、合格した場合に本調達案件の参加が可能となる。

2 案件の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 調達案件名 | 海上保安業務システム(eラーニング機能)保守作業 |
| (2) 契約予定日 | 令和8年6月12日 |
| (3) 作業期限 | 令和9年3月31日 |
| (4) 納入場所 | 東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎第3号館
海上保安庁総務部情報通信課 |

3 参加要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 海上保安庁次長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ③ 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供」のA, B, C又はD等級に関する競争参加資格を有する者であること。
- ④ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者ではないこと。
- ⑤ 日本国内で事業を営む者（外資系の日本に籍を置く事業者を除く）に限る。

⑥ 社内規定等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。

⑦ 情報保全に係る履行体制の確保が図れること。

(2) 技術的要件

技術審査基準に基づく審査の結果、既存の秘匿情報システムとの互換性を有する製品を提供できること。

(3) 守秘義務に関する要件

社内内規等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。

(4) 受注実績

受注者は、過去 10 年以内に以下の全ての業務実績を有していること。なお、以下の実績は、システム受注者から請負、代理委任又は下請けされたものである場合には、実績に含まないものとする。

① 官公庁における 7,000 台以上の端末を有する情報システムの e ラーニング機能を構築もしくは運用保守を行った実績を有すること。

② 官公庁における全国規模のシステム構築もしくは運用保守を実施した実績を有すること。

③ 国益に関連し、機密情報を取り扱うシステムを構築もしくは運用保守を実施した実績を有すること。

④ 自社でセキュリティポリシーを設定し、社員にセキュリティアセスメントを年 1 回以上行っていること。

⑤ 国益に関連し、機密情報を取り扱う他機関との連携システムを構築した実績があること。

⑥ 24 時間 365 日稼働システムにおいて、24 時間の受付体制を整え運用・保守を実施した実績があること。

4 申請要領

(1) 本件調達に参加を希望する者は、以下の提出書類のうち、①から④を事務担当課に提出すること。

① 事務担当課において配布する申請書（技術審査に必要な資料を含む）
（別紙 1 参照）

② 令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格決定通知書（写）

- ③ 「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」に係る資料
 - ・ 誓約書(別紙2参照)
 - ・ 情報保全に係る履行体制に関する資料(別紙3参照)
- ③ 守秘義務を履行できる体制が確認できる社内内規等
- ④ 上記3 参加要件(4)受注実績が確認できる書類の写し

(2) 提出先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁 総務部 情報通信課 システム管理室 (廣瀬 麻子)
電話 03-3591-6361(内線3157)

(3) 提出期限

令和8年5月13日 17時00分
申請書の提出は、持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。

5 海上保安庁秘匿情報システム技術審査項目
別表1のとおり。

6 仕様書の交付

本件仕様書は、この公募により応募した者が技術審査に合格し、秘密の保全に関する規約、別紙2及び別紙3を提出した後に交付する。

秘密の保全に関する規約には以下に掲げる全ての記載があること。

- ・ 配布先における秘密とする事項の指定状況
- ・ 秘密保全管理責任者の選任状況
- ・ 図書の保管方法
- ・ 図書を複製する際の措置
- ・ 図書及び複製の返納又は廃棄処分
- ・ 事故発生時の報告要領

7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 技術審査に関する問い合わせ先
前記4項(2)提出先に同じ。

別紙1

年 月 日

海上保安庁総務部情報通信課長 殿

住所
氏名

海上保安庁秘匿情報システム技術審査申請書

- 1 調達案件名(公示等に明記された調達案件名)

- 2 提出資料(該当する項目に○印を付し、資料を添付すること)
 - (1) 技術ポテンシャル 【 提出 ・ 省略 】
 - (2) 保守サービス体制 【 提出 ・ 省略 】
 - (3) 品質管理体制 【 提出 ・ 省略 】
 - (4) 工程管理体制 【 提出 ・ 省略 】
 - (5) 秘密保全体制 【 提出 ・ 省略 】

- 3 担当者の氏名及び電話番号

海上保安庁秘匿情報システム技術審査項目

審査項目	審査内容	提出資料
1 技術ポテンシャル	秘匿情報システムに関する調達について、企業の納入実績をもとに、企業の技術力、プロジェクトの技術力及びプロジェクト要員の技術力を審査する。	①納入実績がわかる資料 [情報システムの構築の場合] 国の機関の秘密情報を取扱う情報システムを5年以内に構築した実績がわかる資料 [情報システムの調査設計の場合] 国の機関の秘密情報を取扱う情報システムに係る調査設計を5年以内に請け負った実績、または、これと同等の実績がわかる資料 ②企業の組織成熟度レベルがわかる資料 ※例：CMMIレベルがわかる資料等 ③プロジェクト体制図及び指揮系統図 ④プロジェクト要員の氏名、所属、資格、経験年数及び実績がわかる資料 ※資格についてはプロジェクトに必要と想定する資格を添付すること。
2 保守サービス体制	提供可能な秘匿情報システムに精通した保守サービス要員を有する社内組織の配置現状、並びに同要員の技量、経験等をもとに情報システム運用開始後における障害等に対する保守サービス体制を審査する。	①保守体制表 ②保守要員の氏名、所属、資格、経験年数及び実績がわかる資料
3 品質管理体制	秘匿情報システムに関する調達について、プログラム開発、プログラム改修、使用する機器の受入検査または報告書等のシステム構築等過程における品質管理の方法を含めた社内での品質管理体制を審査する。	①企業の品質管理レベルがわかる資料 ②契約期間中の作業環境及び作業環境への入退室管理方法がわかる資料 ③契約期間中の監査体制及び方法がわかる資料 ④納入するハードウェア等の社内検査若しくは確認方法がわかる資料
4 工程管理体制	秘匿情報システムに関する調達について、構築、改修及び機能追加するうえにおいて、全体の進捗状況を容易に把握できる工程管理体制を審査する。	①工程管理要員の氏名、所属、資格、経験年数及び実績がわかる資料 ②プロジェクトの全体工程管理について標準化されていることがわかる資料
5 秘密保全体制	秘匿情報システムに関する調達について、設計書等の技術的資料にかかる秘密の保全体制、要領、設備、作業環境、監査、教育体制等を審査する。	①企業の情報セキュリティマネジメントレベルがわかる資料 ※例：IS027001、ISMSの証明書の写し等 ②秘密保全体制、要領（規則）がわかる資料 ③セキュリティに関する専門資格を所有する要員をプロジェクトに配置している証明資料及び当該資格を有することを証明する資料

注1) 提出資料のうち、別途担当者の承認がある場合は、その一部を省略できる。

注2) 提出資料の欄に記載された資料のほか、別途担当者の指示がある場合は、当該資料を提出すること。

注3) 審査項目2は、ハードウェア及びソフトウェアの保守が含まれる場合に適用する。

注4) 審査項目3④は、ハードウェア調達が含まれる場合に適用する。

情報保全に係る履行体制に関する資料

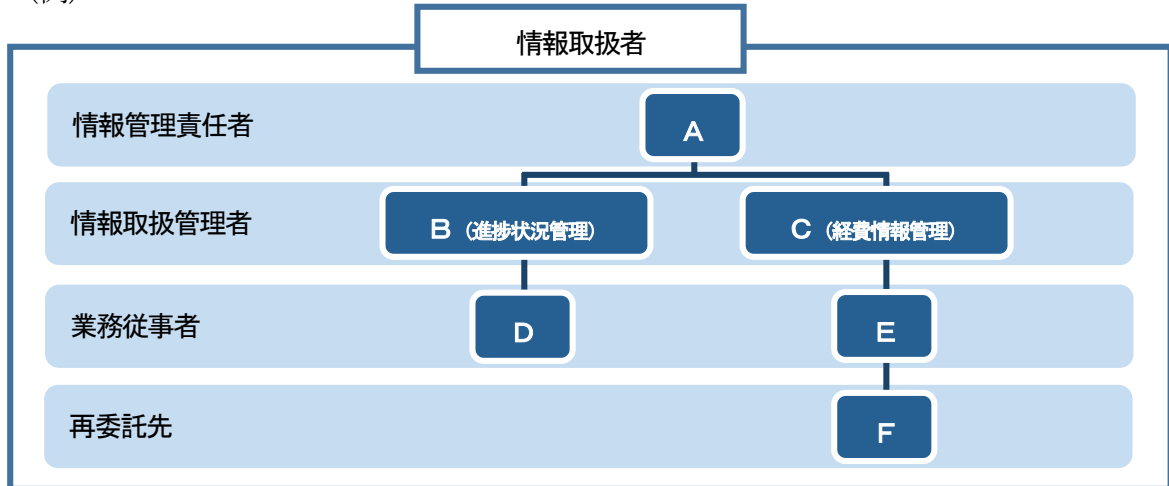
① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A					
情報取扱管理者 (※2)	B					
	C					
業務従事者 (※3)	D					
	E					
再委託先 (※4)	F					

- (※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。
 - (※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
 - (※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
 - (※4) 本契約後に再委託先を選定する場合は、別途選定を行う際に追記して承認を得ること。
- ※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図

(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること (再委託先も含む)。

③ その他

- ・ 情報管理規則等の内規を有している場合で上記例を満たす情報については、当該内規の添付で代用可能。
- ・ 情報管理規則等の内規があれば別途添付すること。
- ・ 必要に応じ、本紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。

令和 8 年 度
総契第 5 4 号

請負契約書（役務）

請負契約書（役務）

収入
印紙

- 1 契約件名 海上保安業務システム（eラーニング機能）保守作業
- 2 契約金額 金 円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円
- 3 履行期間 令和8年6月12日から令和9年3月31日
- 4 引渡場所 仕様書のとおり
- 5 契約保証金 免除

上記請負作業について、発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 澤井 俊 は、
受注者 ●● と、次の条件により請負契約を締結する。

（総 則）

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の仕事を完成し、引渡期限までにこれを引渡場所において発注者に引き渡すものとし、発注者は、これに対し、受注者に請負代金を支払うものとする。

(仕様書の解釈等)

第2条 仕様書について疑義を生じたとき又は仕様書に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内をもって行うものとする。

(監督職員)

第3条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、監督職員の監督実施について、必要な費用を負担するものとする。

3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。

4 受注者は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第6条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
- 3 受注者は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方（次条「再委託受託者」という。）の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 受注者は、前項の場合において、発注者が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 5 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

（再委託受託者に対する監督）

第7条 受注者は、発注者又は監督職員が再委託受託者に、請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

- 2 受注者は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により受注者の義務とされている事項につきその責を免れない。

（代理人等に関する措置要求）

第8条 発注者又は監督職員は、現場代理人その他受注者の代理人（下請負人は代理人とみなす。以下同じ。）、主任技術者、使用人又は労務者等でこの契約の履行につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（貸与品）

第9条 発注者は、仕様書に記載する貸与品を発注者の指定する場所及び日時に受注者に交付する。この場合において、受注者は、貸与品の交付を受けた都度受領書を発注者に提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつ、その費用を負担するものとする。

- 2 受注者は、天災地変等の不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由によらないで、貸与品が亡失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する方法により弁償するものとする。
- 3 受注者は、貸与品を仕様書に基づいて使用し、作業の完了又は契約の変更若しくは解除等によって不用となったものは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者の指定する時期及び場所において、これを発注者に返還しなければならない。

(納入期限の変更等)

第10条 発注者は、その都合により納入期間又は納入場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(納入の通知及び検査)

第11条 受注者は、成果品を納入するときは、書面をもってその旨を発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の納入通知を受けたときは、納入場所において、検査を行うものとする。

3 発注者は、第1項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により検査を行うものとする。

4 受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類等の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

(成果品の引渡)

第12条 受注者は、成果品が前条の検査に合格したときは、これを発注者に引き渡すものとする。

2 成果品の所有権は、その引渡しと同時に受注者から発注者に移転するものとする。

第13条 発注者は、成果品の一部が完成した場合において、その部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部の引渡し受けることができるものとする。

2 前2条の規定は、前項の検査及び引渡について準用する。

(成果品の転用)

第14条 受注者は、頭書の作業で取得した成果品を発注者の承認を得ずに他に転用してはならない。

(請負代金の支払)

第15条 発注者は、受注者が履行完了後提出する適法な支払請求書を受理してから30日以内（以下「約定期間」という。）に海上保安庁において、その代金を支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受領した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受領した日までの期間は、約定期間に算出しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適当な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受領した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第16条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしないときは、受注者に対し遅延利息を支払なければならない。

2 遅延利息の額は約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(引渡期限の延伸)

第17条 受注者は、引渡期限までに成果品を引き渡すことができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び完了可能期日を明示して、発注者に引渡期限の承認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅延が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第18条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から、作業完了までの日数に応じ、請負金額の年3パーセントとする。ただし、請負金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

(危険負担)

第19条 成果品の所有権が移転する以前に生じた成果品の亡失、変質、変形、消耗、破損等による損失は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

(契約不適合責任)

第20条 受注者は、成果品の所有権移転後1年以内に、その成果品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であることが発見されたときは、発注者の請求により、自己の費用をもってこれを修補し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならぬ。また、その契約不適合によって生じた物品の亡失若しくは損傷に対して、損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第21条 下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者から解除の申出があったとき。
- (2) 受注者が第4条、第5条及び第6条の規定に違反したとき。
- (3) 前号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
- (4) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくはその使用人等が、不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げようとしたとき。
- (5) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

2 前項第1号から第4号までの場合において、受注者は違約金として、契約解除金額に対する10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。

3 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められると

き。

- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第22条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、発注者は、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(相殺等)

第23条 この契約により発注者が受注者から取得すべき違約金等がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対して有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が違約金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、違約金等が1,000円未満の場合は、この限りではない。

3 第16条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、第2項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」、

第3項中「100円」とあるのは、「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第24条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第25条 本作業により知得した成果品の内容、情報等の秘密は、これを第三者に漏洩してはならない。

(契約外の事項)

第26条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者・受注者協議して定めるものとする。
以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者	住	所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏	名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 澤井 俊
受注者	住	所	
	氏	名	